

# 新型コロナウイルス感染症に関する 各種支援制度など

◀ 各種支援制度などは、  
次の頁から  
ご覧ください

新型コロナウイルス感染症拡大緊急事態宣言による外出自粛などで、市民や事業者のみなさんが深刻な影響を被っている状況を踏まえ、主な支援制度を紹介します。

※状況は日々変化しておりますので、市のホームページにおきましても最新の情報やその他の支援制度などを掲載していますので、ぜひご確認ください。(掲載の情報は令和2年5月15日現在)

最新の情報は、泉佐野市ホームページ「新型コロナウイルス関連情報」(<http://www.city.izumisano.lg.jp/corona/>) をご覧ください。



QRコード▶

## ご支援ありがとうございました

ご支援をいただいた皆様に対しまして、厚くお礼申し上げます。(令和2年5月15日現在)

### 【マスク寄贈】

- 株式会社エブノ 代表取締役 菊野信江 様
- いこらも～泉佐野 統括所長 園田大典 様
- 株式会社巴翠 代表取締役 橋本顕義 様
- 株式会社川崎組 代表取締役 川崎真範 様
- 株式会社ウイングス 代表取締役 吉田泰隆 様
- 日王株式会社 代表取締役 鄭 志偉 様
- 三幸建設株式会社 代表取締役 三好義幸 様
- 株式会社カネイ 代表取締役 伊之坂直樹 様
- ケアショップハル 代表取締役 高延正之 様
- 泉佐野モバイル株式会社 代表取締役 服部義和 様
- 株式会社COCORO 代表取締役 片山 正 様
- 双伸商事株式会社 代表取締役 西山昌紀 様
- 英会話Giテック 代表 井田隆士 様
- BRUCE貿易株式会社 代表取締役 武 慶文 様
- 株式会社松野組 代表取締役 松野孝夫 様
- 黒川ゆき 様

### 【その他寄贈】

- 泉佐野商工会議所青年部 会長 藤江基文 様 (合羽)
- 株式会社KDP 南大阪営業所 所長 東口秀利 様  
(フェイスシールド)
- 佐久市 様 (株式会社カウベルエンジニアリング 様)  
(作業着等)
- 株式会社KDP 代表取締役会長 金谷 宏 様  
(フェイスシールド)
- パティスリー アン・スリール  
オーナーシェフ 公文一雄 様 (ゴム手袋)

## 新型コロナウイルスなどの感染症対策としての家庭でのマスクなどの捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した人やその疑いのある人などが家庭にいる場合、鼻水などが付着したマスクやティッシュなどのごみを捨てる際は、右の「ごみの捨て方」に沿って、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことを心がけましょう。

問合先 環境衛生課

※つめすぎると、破裂のおそれがあるので、ある程度、余裕をもって封をしてください。

①ごみ箱にごみ袋をかぶせません。いっぱいになる前に早めに②のとおりごみ袋をしぼって封をしましょう。

②マスク等のごみに直接触れることがないようにしっかりとしばります。

③ごみを捨てた後は石鹸を使って、流水で手をよく洗いましょう。



※万一、ごみ袋の外に触れた場合は、二重にごみ袋に入れてください。

# 生活支援

## 特別定額給付金（対象者1人につき10万円）

申請期限は、8月12日(水)（当日消印有効）までです。市から申請書を送付していますので、給付を希望される人は必ず期限までに申請してください。

**給付対象者** 基準日（令和2年4月27日）に泉佐野市の住民基本台帳に記録されている人

**受給権者** 給付対象者の属する世帯の世帯主

**給付金額** 給付対象者1人につき10万円

※配偶者その他親族からの暴力等を理由に泉佐野市に避難している人やその同伴者で、住民票を移せない人は、一定の要件を満たしている場合、その旨を申し出いただくことで特別定額給付金に関する措置を受けることができます。

**申請** 郵送により申請してください。

**※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市役所には申請窓口は設けておりませんので、ご注意ください。**

**申請方法** ①市から世帯主宛てに申請書を送付しています。

②申請書に必要事項を記入してください。

③添付書類を「添付書類 貼り付け用紙」に貼り付け、「申請書」と「添付書類 貼り付け用紙」を、同封の返信用封筒に封入し、返送してください。

### 【添付書類について】

#### ●本人確認書類

運転免許証、健康保険証、年金手帳、マイナンバーカード、パスポートなど、氏名や生年月日などの本人確認ができる書類の写し（コピー）をいずれか1つ

※代理申請を行う場合は、申請者の本人確認書類と併せて、代理人の本人確認書類の写し（コピー）も添付してください。

#### ●振込口座確認書類

通帳、キャッシュカード、インターネットバンキングの画面など、振込先口座の金融機関名、口座番号、口座名義人が確認できる部分の写し（コピー）をいずれか1つ

### 【オンライン申請について】

マイナンバーカードをお持ちの人は、マイナポータルを利用しオンラインで申請することができますが、郵便による申請が可能な方については、迅速に給付するため、**できるだけ郵送による申請をお願いします。**

**なお、オンライン申請ができるのは、世帯主の人だけです（代理申請についてもできません）。**

#### オンライン申請に必要なもの

①受給権者（世帯主）のマイナンバーカード（署名用電子証明書が格納されたものに限る）

②振込口座の確認書類（通帳の写しなど）

③マイナンバーカード読み取り対応のスマートフォン（またはパソコンとICカードリーダー）

※対応機種については、マイナポータルサイト（<https://myrna.go.jp/>）よりご確認ください。

④「マイナポータルAP」の検索、インストール

⑤マイナンバーカード受け取り時に設定した暗証番号

**給付（振込）** 申請を受け付けてから、申請書に記載の振込口座に2週間程度で振り込む予定です。ただし、申請が集中した場合はそれ以上かかることもありますのでご了承ください。

なお、申請書類に不備等があった場合は、確認が取れるまで振込できませんので、ご注意ください。

**問合せ** ●特別定額給付金についてのこと…特別定額給付金コールセンター

☎050-5358-4178（電話番号のかけ間違いにご注意ください） Fax050-3606-4959

受付 午前9時～午後6時（土・日曜日、祝日除く）

※特別定額給付金情報は、泉佐野市のホームページでも掲載していますのでご確認ください。

●特別定額給付金制度全般についてのこと…総務省特別定額給付金コールセンター

☎0120-260020（フリーダイヤル）

受付 午前9時～午後8時（平日・休日問わず）

総務省特別定額給付金ポータルサイト（<https://kyufukin.soumu.go.jp/ja-JP/>）

**特別定額給付金の給付を装った特殊詐欺等に注意してください！**

市町村や総務省などが以下を行うことは絶対にありません

●特別定額給付金に関して、ATMの操作などをお願いすることはありません。

●特別定額給付金の給付のため、手数料の振込を求めることはありません。

●特別定額給付金に関して、メールを送信し、URLをクリックして申請手続きを求めることはありません。

※特別定額給付金の給付などをかたった不審な電話などがあった場合は、警察署または警察相談専用電話（#9110）や市へ連絡してください。

## 生活支援

### 市税の徴収猶予の「特例制度」

●新型コロナウイルス感染症の影響により事業等に係る収入に相当の減少があった人は、1年以内の期間で、地方税の徴収の猶予を受けることができます。

●担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

※猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

**対象** 以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わず）

① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1ヵ月以上）において、事業などに係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少している

② 一時に納付し、または納入を行うことが困難である

※②については、少なくとも半年先の事業資金を考慮に入れるなど、申請する人の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

**対象となる地方税** 令和2年2月1日～令和3年1月31日に納期限が到来する個人市民税（給与から特別徴収されている人を除く）、法人市民税、固定資産税などほぼすべての税目（証紙徴収の方法で納めるものを除く）

※これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用することができます。

**申請・問合せ先** 令和2年6月30日(火)または納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに税務課へ

※申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料が必要ですが、提出が難しい場合は口頭により伺います。

### 水道料金（基本料金）の減額

新型コロナウイルス感染症対策の支援策として、水道料金の基本料金を60%減額します。

**対象期間** 令和2年6月検針分～令和3年5月検針分（6月・7月検針時にチラシを配布します。）

**対象** 個人・事業者など全般

※福祉減免・定住促進減免を受けている人は、すでに基本料金が免除となっているため対象外

**問合せ先** 上下水道局（☎467-2800）

※申請不要

### 国民健康保険料の減免

新型コロナウイルス感染症拡大により、経済活動が低下し、被保険者の急激な収入減少が想定されるなか、被保険者の負担軽減を図るため、国保被保険者全員を対象とした市独自の緊急対応策として、被保険者の保険料において、1月あたり400円を乗じて得た金額をあらかじめ減額しています。

また、国の緊急対応策の一環として、感染症の影響により一定程度収入が減少した世帯に対して、申請により保険料の減免を受けられる場合があります。減免基準や申請方法などの詳細が決まり次第、市ホームページに掲載します。

**問合せ先** 国保年金課

※詳しくは問い合わせてください。

### 新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給

**対象** 泉佐野市国民健康保険の被保険者で、新型コロナウイルス感染症に感染した場合または発熱などの症状があり感染が疑われた場合に、その療養のため労務に服することができない者（ただし給与の支払いを受けている者に限る）

**支給要件** 労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間

※仕事に就けなかった期間でも、給与などの全部または一部を受け取ることができる人には支給できませんが、その受け取ることができる給与などの額が、下記で算定される支給額より少ないときは、その差額を支給します。

**支給額** 直近の継続した3ヵ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額 × 2/3 × 日数

**適用期間** 令和2年1月1日～9月30日で療養のため労務に服することができない期間（入院が継続する場合は最長1年6ヵ月まで）

**問合せ先** 国保年金課

※申請には本人からの申請書のほか、医師の意見書（医療機関を受診した場合に限る）および事業主の証明書が必要となります。申請の前に、必ず電話で相談してください。

## 生活支援

### 新型コロナウイルス感染症に係る融資制度等に必要の証明書の交付手数料の免除

新型コロナウイルス感染症の影響により、融資・貸付及び各種支援制度等を利用される際に、公的証明書が必要とされるものについて、次の通り交付手数料を免除します。

**免除期間** 4月7日(火)～7月31日(金)

※免除期間内ですでに証明書を発行済の手数料についても、新型コロナウイルス感染症の影響による融資制度等の申請に伴うものに関しては返還しますが、返還金の請求は免除期間内に限ります。

#### 免除する証明手数料

##### ●市民課関係

住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、その他諸手続きに必要な証明書等

##### ●税務課関係

所得(非)課税証明書、市税に滞納(未納)がないことの証明書、納税証明書、その他諸手続きに必要な証明書等

※上記以外の証明でも無料対象となる場合あり

**請求・受取** 7月31日(金)までに、還付金請求書に必要な事項を記入し、領収書等の原本と通帳のコピー、新型コロナウイルス感染症の影響による融資制度等を受ける際の申請書等の写しを添えて、市民課または税務課へ提出してください。(郵送での提出も可) 申請内容を確認後、免除の対象と認められた場合は、約2～3週間でご指定の口座へ振込みします。

※還付金の受取については口座振込に限ります。(現金での受取不可)

#### 問合せ先

- 住民票の写し、印鑑登録証明書などについて  
…市民課
- 市税に関する各種証明書について…税務課

### 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた郵送等で出来る手続き

市民のみなさんが市役所の窓口へ来なくてもできる手続きなどを市のホームページに掲載しています。

#### 新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた郵送等で出来る手続きの一覧について

[http://www.city.izumisano.lg.jp/corona/simin/corona\\_jisyuku.html](http://www.city.izumisano.lg.jp/corona/simin/corona_jisyuku.html)

※その他、各種減免や徴収猶予などもありますので、市ホームページをご覧になるか各担当課へお問い合わせください。

### 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金特例貸付制度

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で一時的な生活資金にお困りの人に向けた緊急小口資金及び総合支援基金(生活支援費)の特例貸付については、社会福祉法人 泉佐野市社会福祉協議会において申請を受付しています。

※本制度は返済の必要がある貸付であり、給付ではございませんのでご注意ください。

#### 問合せ先

- 特例貸付の基本的な内容について…  
個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター  
☎0120-46-1999 (フリーダイヤル)  
受付：午前9時～午後9時(土・日曜日、祝日含む)
- 申請について…  
泉佐野市社会福祉協議会 (☎464-2259)  
受付：月～金曜日(祝日除く)の午前9時～午後5時  
※事前に電話で予約をお願いします。

### 住居確保給付金

住居確保給付金は、就職に向けた活動を行うなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給する制度です。(原則3ヵ月間、最長9ヵ月までの間で、1ヵ月単位の支給となり、市から家主に直接支払います)

これまで、「離職や廃業から2年以内の方」が対象でしたが、今年4月20日以降、この要件に加えて「個人の責めや都合によらない休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方」も対象となりました。

そして4月30日以降は、コロナ特例として当面の間、公共職業安定所(ハローワーク)への求職の申込が不要となりました。

※支給要件などは問い合わせてください。

**相談・申請** 月～金曜日(祝日除く)の午前8時45分～午後5時15分に基幹包括支援センターいずみさの(社会福祉センター1階 ☎464-2977 Fax462-5400)へ

※制度の改正を受けて窓口が混雑しています。新型コロナウイルスの感染拡大防止には、窓口や待合スペースの「3密」状態を避ける必要があることから、まずは「基幹包括支援センターいずみさの」に、事前に電話などで問い合わせてください。

また事前連絡なしにお越しいただいた場合、待ち時間が長くなってしまふ可能性がありますので、みなさんのご理解とご協力をお願いします(郵送による申請も受付します)。

## 教育・子育て支援

### 子育て世帯への臨時特別給付金

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の1つとして、児童手当（特例給付を除く）を受給する世帯（0～15歳のいる世帯）に対し、臨時特別給付金を支給します。

**支給対象者** 令和2年4月分の児童手当（特例給付を除く）の受給者

**対象児童** 支給対象者の令和2年4月分の児童手当の対象となる児童（平成16年4月2日～令和2年3月31日に生まれた児童）

※年齢到達や死亡などにより3月分の児童手当が支給される児童を含みます。

**給付額** 対象児童1人につき1万円

**問合せ先** 子育て支援課

※申請手続きは不要（公務員を除く）。対象者には、6月中にお知らせの通知を郵送します。給付金は、児童手当登録銀行口座へ7月中に振込予定です。公務員は、所属庁を通じて案内があります。

### 令和2年度分の学校給食費を無償化

5月14日現在、市内小・中学校の臨時休業に伴い学校給食も中止していますが、子育て世帯の経済的な負担軽減などを図るため、学校の再開以降の学校給食費を市が負担し、実質的な給食費無償化を行います。

**期間** 令和2年度分

**問合せ先** 学校給食センター（☎463-6234）



### 新型コロナウイルス感染症対策による奨学金の臨時対応・就学援助制度申請期間の延長

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う市民生活への支援策の一つとして、本市在住の保護者の経済的支援を図るため、下記の内容を実施します。

#### ①「貸付型奨学金」奨学生の臨時募集

本市在住の保護者が扶養している高等学校等・大学等に在学する学生で、新型コロナウイルス感染症拡大による経済的状況が厳しく授業料などの支払いが困難な学生へ支援することを目的に臨時募集します。

**申請** 7月31日(金)まで随時認定

**貸付内容** 年3回貸付、無利子貸付。申請者が希望する場合は年間貸付額を一括貸付することも可

- 高校等60,000円（年間）
- 大学等（国公立）360,000円（年間最大）
- 大学等（私立）480,000円（年間最大）

※現在返還中の奨学生を対象とした返還猶予の申請も募集しています。

#### ②就学援助制度

4月分支給の申請期間を7月31日(金)まで延長します。8月以降も随時申請受付（翌年2月まで）しますが、受付した月から支給対象となります。

**問合せ先** 学校教育課

※いずれも詳しくは市のホームページをご覧ください。

### 泉佐野市教育委員会からのメッセージを動画で配信

泉佐野市教育委員会では、市内に小・中学校に通っている児童生徒のみなさんに向けて、臨時休業中での家庭の過ごし方や家庭学習などについて、市のホームページで発信しています（5月15日現在）。

※臨時休業の終了などにより、公開を終了する場合があります。

- ①教育長からのメッセージを配信
- ②「知・徳・体」の3つの観点から動画を配信
- ③ALT（Assistant Language Teacher 外国語指導助手）のみなさんによる“Let's study English with ALT”を配信



## 事業者支援

### 持続化給付金

新型コロナウイルス感染症の拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、経済産業省から給付金が給付されます。

**給付額** 中小法人等200万円、個人事業者等100万円(昨年1年間の売上からの減少分が上限)

**給付対象の主な要件** ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者

**申請** ホームページ (<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>) より

**問合せ先** 午前8時30分～午後7時(6月は土・日曜日、祝日を含む毎日)に持続化給付金コールセンターへ

- ☎0120-115-570 (フリーダイヤル)
- ☎03-6831-0613 (IP電話などからは通話料がかかります)

### 宿泊事業持続化緊急支援金

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って、深刻な影響を受けている宿泊事業者を対象に、中止した観光事業の予算を財源として事業継続のための支援金を給付します。

**給付額**

寝台を置く客室数	金額
100室以上	100万円
11室以上100室未満	客室数×1万円
10室以下	10万円

**給付条件** 今年3月31日以前に旅館業法の許可、住宅宿泊事業法の届出、特区民泊の認定のいずれかを受けたか行った者が経営する泉佐野市内の宿泊施設で、今年4月の売上が前年同月対比で50%以上減少している

**申請・問合せ先** 6月30日(火)(当日消印有効)までに市ホームページ (<http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/seikatsu/shoko/menu/jigyosyo/1588313566447.html>) から申請書をダウンロードし、必要書類を添えて郵送でまちの活性課 (☎469-3131) へ

### 泉佐野プレミアム商品券

泉佐野ポイントカード「さのぼ」を使った最大25%お得な「泉佐野プレミアム商品券」を販売します。  
※紙による商品券の発行ではありません。購入の際には「さのぼ」カードが必要です。

**対象** 市内在住者

**販売価格** 1セット10,000円(プレミアム率20%で、1セットにつき12,000円分のポイント付与)

※購入時に本人のマイナンバーカードを提示すると、さらにプレミアム率5%が上乗せされプレミアム率25%となり、1セットにつき12,500円分のポイント付与となります。

プレミアム率25%の特典を受けるには、引換(購入)時までマイナンバーカードを取得する必要があります。マイナンバーカードの交付には一定の期間(概ね1ヵ月)を要するため、申請はお早めをお願いします。  
**マイナンバーカードに関する問合せ先** マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178)

**購入限度** 1人5セット(5万円)まで

**販売総数** 10,000セット ※応募多数の場合は抽選

**販売方法** 購入は事前申込制となります。7月1日(火)以降に応募受付を開始し、9月1日(火)以降に引換(購入)を開始する予定です。 ※応募方法など詳しくは、広報7月号や市ホームページでお知らせします。

**問合せ先** まちの活性課 (☎469-3131)

**さのぼカード発行・加盟店申込に関する問合せ先**

月～金(祝日除く)の午後1時～7時に泉佐野ポイントカード会 (☎469-7500) へ

### その他の中小企業・小規模事業者等支援

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている中小企業・小規模事業者等にむけて、国や大阪府が実施している融資などの支援策を市のホームページでお知らせしています。

新型コロナウイルス感染症に関する経営相談窓口も掲載していますので、ぜひご覧ください。

**ホームページアドレス**

<http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/seikatsu/shoko/menu/oshirase/1583221191801.html>

QRコード▶



### 飲食店を支援する取組

「泉佐野飲食店 応援チケットプロジェクト(さのチケ)」は裏表紙に掲載しています